

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

壮 瞥 町 長 佐 藤 秀 敏



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

壮瞥町地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月28日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

|      |        |
|------|--------|
| 法人   | 9 経営体  |
| 個人   | 77 経営体 |
| 集落営農 | 0 組織   |

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体は十分確保されている。

5 将来の農地利用の在り方

担い手に集積・集約化する。

6 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7 今後の地域農業の在り方

地域の中心となる経営体は、生産基盤の強化、経営の安定を図るため、農地集積等による経営の効率化、農業機械の適正管理等による低コスト化、農産物の加工・直売等による6次産業化及び高付加価値化等に取り組む。

農地所有適格法人では、農の雇用等を活用しながら、新規就農者・雇用就農者等の受け皿として機能できるように検討していく。また、担い手の規模拡大を推進することで、耕作放棄地の発生防止や1経営体当たりの所得向上を目指す。